

○大阪府社会福祉施設設置条例（抜粋）

（利用料金）

第十一条 知事は、障害者交流促進センター、稲スポーツセンター及びコミュニケーションセンターの指定管理者にその利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 前項の規定により利用料金を指定管理者に收受させる場合においては、当該施設を利用しようとするものは、当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

3 前項の利用料金の額は、指定管理者が次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める別表に掲げる額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について知事の承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。

一 障害者交流促進センター 別表第一

二 稲スポーツセンター 別表第二

三 コミュニケーションセンター 別表第三

4 知事は、前項の承認をしたときは、その旨を公示しなければならない。

5 指定管理者が既に收受した利用料金は、還付することができない。ただし、指定管理者は、知事が定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

6 指定管理者は、知事が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

別表第三（第十一条関係）

| 区分 | | | 単位 | 金額 |
|---------------|----------------|---------------------|-------|--------------|
| 会議室 | 大会議室 | 全室使用 | 一日 | 円 一三五、五〇〇 |
| | | 半室使用 | | 六七、八〇〇 |
| | 小会議室 | 二二、七〇〇 | | |
| 区分 | | | 単位 | 金額 |
| 大会議室の 附帯設備 | 舞台設備 | 演台 | 一台 | 円 九二〇 |
| | | 音響設備 | 拡声装置 | 一式 |
| | マイクロホン | | 一台 | 一、四〇〇 |
| | ワイヤレスマイクロホン | | | 二、九〇〇 |
| | テープレコーダー | | | 二、一〇〇 |
| | コンパクトディスクプレイヤー | | | 一、四〇〇 |
| | ミニディスクプレイヤー | | | 一、四〇〇 |
| | 映写設備 | 撮影用カメラ | | 四、一〇〇 |
| | | デジタルバーサタイルディスクプレイヤー | | 一、四〇〇 |
| | | ブルーレイディスクプレイヤー | | 一、四〇〇 |
| | | 液晶プロジェクター（固定式） | | 二〇、八〇〇 |
| | | 液晶プロジェクター（移動式） | | 七、一〇〇 |
| | | 映像装置（固定式） | | 四、一〇〇 |
| | 映像装置（移動式） | | 一、四〇〇 | |